

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 群馬県 板倉町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,301	1,354	275	3,930

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	6,336	5,730	606	589	454	4,159	
一般会計等	6,336	5,730	606	589		4,159	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	2,021	1,926	95	96	193	—	—	
介護保険特別会計	964	946	18	18	190	—	—	
後期高齢者医療特別会計	122	120	2	1	38	—	—	
老人保健特別会計	26	6	20	20	0	—	—	
水道事業会計	310	310	0	122	27	815	135	法適用企業
下水道事業特別会計	212	196	16	17	162	1,396	1,361	
公営企業会計等 計				274		2,211	1,496	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。
 5. 純損益(形式収支)は総収益(歳入)から総費用(歳出)を差し引いたものであり、端数処理の関係で資金剰余額/不足額(実質収支)と一致しない項目がある。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
館林地区消防組合	2,517	2,373	144	144	—	1,140	149	
邑楽館林医療事務組合(一般会計)	180	153	27	27	—	182	15	
邑楽館林医療事務組合(病院事業会計)	6,296	6,636	△ 340	1,964	—	2,951	112	法適用企業
館林衛生施設組合	311	268	43	43	25	—	—	
群馬県市町村会館管理組合	243	211	32	32	—	—	—	
群馬県市町村総合事務組合	9,253	8,746	507	506	1,400	—	—	
群馬県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	1,789	1,761	28	28	—	—	—	
群馬県後期高齢者医療広域連合(事業会計)	184,997	179,871	5,126	5,126	2,850	—	—	
東毛広域市町村圏振興整備組合	115	111	4	4	7	—	—	
館林邑楽農業共済事務組合	427	410	17	—	—	—	—	法適用企業
一部事務組合等 計				7,874		4,273	276	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
板倉町土地開発公社	0	56	10	7	—	552	—	—	
渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団	87	458	14	—	—	—	96	10	
地方公社・第三セクター等 計			24	—	—	552	96	10	

- (注) 1. 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。
 2. 「地方公社・第三セクター等計」は、公社・第三セクター毎に端数処理を行っているため、縦計と一致しない場合がある。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	469	549	80
減債基金	1,280	1,061	△ 219
その他充当可能基金	2,066	1,982	△ 84
充当可能基金計	3,815	3,592	△ 223

- (注) 1. 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。
 2. 「充当可能基金計」は、基金区分毎に端数処理を行っているため、縦計と一致しない場合がある。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	10.34	14.99	4.65	△ 15.00	△ 20.00	水道事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	18.10	21.94	3.84	△ 20.00	△ 40.00	下水道事業特別会計	—	—	—
実質公債費比率	13.8	13.3	△ 0.5	25.0	35.0				
将来負担比率	11.1	11.5	0.4	350.0					
財政力指数	0.56	0.57	0.01						
経常収支比率	93.8	92.9	△ 0.9						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。